

黒潮町議会 6月定例会会議状況

第10回黒潮町議会 6月定例会会議録

平成20年6月13日 開会

平成20年6月20日 閉会

月 日	曜日	会 議	行 事
6月13日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明 質疑・委員会付託・委員会
6月14日	土	休 会	休会
6月15日	日	休 会	休会
6月16日	月	本会議	委員会
6月17日	火	本会議	一般質問
6月18日	水	本会議	一般質問
6月19日	木	休 会	一般質問
6月20日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する 質疑、討論、採決・閉会

黒 潮 町 議 会

平成20年6月13日(金曜日)

(会議第1日目)

平成20年6月第10回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月3日

黒潮町長 下村 正直

記

- 1 期 日 平成20年6月13日
- 2 場 所 黒潮町大方庁舎 3階 議会議事堂

応招議員

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 村越比佐夫 | 2番 | 山下伊都子 | 3番 | 宮地葉子 |
| 4番 | 田辺守 | 5番 | 西村将伸 | 6番 | 坂本あや |
| 7番 | 矢野昭三 | 8番 | 浜田純一 | 9番 | 畦地一弘 |
| 10番 | 森治史 | 11番 | | 12番 | 西村策雄 |
| 13番 | 前田寿郎 | 14番 | 小松孝年 | 15番 | 下村勝幸 |
| 16番 | 竹下芙佐雄 | 17番 | 大西章一 | 18番 | |
| 19番 | 山本久夫 | 20番 | 小永正裕 | | |

不応招議員

- 11番 門田 仁和子
- 18番 明神 照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 下村 正直 | 本庁副町長 | 澳本 造 |
| 佐賀副町長 | 山本 牧夫 | 本庁総務課長 | 植田 壮 |
| 佐賀総務課長 | 藤本 岩義 | 税務課長 | 松本 輝雄 |
| 住民課長 | 米津 芳喜 | 大方健康福祉課長 | 谷口 明男 |
| 佐賀健康福祉課長 | 大塚 一福 | 産業振興課長 | 松田 二 |
| 海洋農林課長 | 矢野 健康 | 大方まちづくり課長 | 松田 博和 |
| 佐賀まちづくり課長 | 中島 一郎 | 会計管理者 | 野並 純 |
| 教育委員長 | 生駒 進 | 教 育 長 | 松並 勝 |
| 大方教育次長 | 坂本 勝 | | |

本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 酒井 益利
- 書 記 宮地 愛

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

- 1番 村越比佐夫
- 19番 山本久夫

議事日程第1号

平成20年 6月13日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案1号から議案第10号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例について）
- 議案第2号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 平成20年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第7号 平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第8号 平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算に津いて
- 議案第9号 第1次黒潮町総合振興計画の策定について
- 議案第10号 工事請負契約の変更契約の締結について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第17号 貴議会における「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）」採択の陳情
- 要請第18号 最低賃金の引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情

議 事 の 経 過

平成20年6月13日
9時00分 開会

議長（小永正裕君）

皆さん、おはようございます。

お忙しいところご参会いただきまして、ありがとうございます。

開会前に諸行事を行います。

平成20年4月1日付人事異動により、健康福祉課長に大塚一福君が発令になりましたので、就任のごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

おはようございます。

この度、4月1日付で土木係長から佐賀の総合支所健康福祉課の課長になりました、大塚一福です。なにぶん土木畑一筋で来た私ですが、もう早2カ月半過ぎました。まだまだこれからが大事な時だと思えます。皆さまの力を得て、黒潮町のために職務を全うして頑張っていきたいと思えますので、微力ではありますが皆さまのご協力をご指導して、今後事務を全うしていきたいと思えますので、ご協力の程をお願いします。

ありがとうございました。

（議場から拍手あり）

議長（小永正裕君）

次に、平成20年4月1日付で黒潮町に新規採用となりました職員の紹介を行います。

各自、自己紹介をお願い致します。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、ただ今から4月1日付で新規採用になりました職員の紹介をさせていただきます。なお、紹介の方はですね、個人個人にそれぞれしていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に。

産業振興課農林振興係（威能佑介君）

おはようございます。

この4月1日付で、黒潮町役場産業振興課農林振興係でお世話になることになりました、威能佑介と申します。出身地は四万十市の方になります。

私がこの黒潮町に入って一番驚いたことは、たくさん優秀な先輩方がいらっしゃるということです。この先輩たちに1日でも早く近づけるよう、また、追い越せるように一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

（議場から拍手あり）

産業振興課商工観光係（植田知美さん）

おはようございます。

4月1日から黒潮町役場産業振興課商工観光係に配属になりました、植田知美と申します。

早く仕事を覚えられるように精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

（議場から拍手あり）

健康福祉課保健衛生係（藤本 紅さん）

おはようございます。

4月1日から黒潮町役場健康福祉課保健衛生係に配属になりました、藤本紅と申します。出身地は黒潮町になります。

初めてのことも多くて、皆さまにご迷惑ばかりかけていますが、今後精一杯頑張って1日でも早く仕事を覚えられるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

（議場から拍手あり）

健康福祉課保健衛生係（武藤加奈子さん）

おはようございます。

黒潮町役場健康福祉課保健衛生係に配属になりました、武藤加奈子と申します。出身地は京都府出身です。

1日でも早く黒潮町に慣れて、一生懸命頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

（議場から拍手あり）

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは以上で新任職員のですね、紹介を終わらせていただきますけれども、今はまだまだ入ったばかりでございますので、またこれからですね、皆さまの温かい目で見守っていただきたいと思えますので、どうかよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（議場から拍手あり）

議長（小永正裕君）

以上で、諸行事を終わります。

ただ今から、平成20年6月第10回黒潮町議会定例会を開会致します。

これより日程に従って議事を進めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに諸般の報告をします。

報告第26号から28号までが町長より、報告第29号から報告第34号までが監査委員より提出されました。議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日まで受取致しました陳情書等は、議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第17号を産業建設常任委員会に、陳情第18号を総務常任委員会にそれぞれ付託致します。

町長の行動報告および議長の行動報告につきましては、皆さまのお手元に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

また門田仁和子さん、明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

この度は6月定例議会を招集致しましたところ、ご多忙の中皆さんにはご出席をただけまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お許しをいただきましたので行政報告などをさせていただきますと思いますが、その前に大変申

し訳ありません。町長の行動記録をお手元に配布しておりますが、前回のものを台に作りましたもので、ちょっと訂正がございます。お開きでしょうか、すいません。

3月ですね、最後の方、20、22、23。これは削除していただきたいと思います。

それから、4月の4つ目の27、1日、13。この3つも削除、すいません、お願いします。どうも失礼致しました。

なお、この中でですね、高知県漁協の設立の式典等もございましたが、ただ今大変議論をされております後期高齢者の問題ですけども、5月の26日、高知県後期高齢者医療広域連合運営協議会というのに出席致しましたが、これはかねてより役員組織がありまして運営しておるところですけども、各市町村とですね、もつともっと円滑に進めていくためにということで、この度改めてこの運営協議会というようなものが設置されることになりまして、そのメンバーになったということで出席致しました。

それから最後、一番下ですけども。過日、高松の四国地方整備局の方に住民の方もご同道いただきまして、56号の大方改良の要望を行いました。

町長行動記録につきましては、以上です。

それでは引き続き、行政報告を何点かさせていただきます。

まず、大変最初からおわびを申し上げなければならないことですが、平成20年度の固定資産税について、5月2日に固定資産税納税通知書を発送し、課税業務を一応終了したところでした。しかしながら、5月23日に町外の納税者分の納税通知書144通が未発送のまま保管室に残っていたことが判明したことについて、担当主管課長から報告を受けました。

同日、直ちに納税者に対して不利益のない措置を講ずるよう指示し、納税者におわびと不利益を与えない内容で、納税通知書をあらためて発送したところです。

行政職員としてあってはならない極めて初歩的なミスであり、納税者の信頼を失墜する出来事であり、深くおわびを申し上げます。関係職員には、事の重大さについて喚起を促し、嚴重注意を行ったところです。今後は二度と係る事態が起きないよう肝に命じ、職員の意識改革の高揚に努めてまいりたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

次に、平成19年度一般会計等の決算見込みについてですが、平成19年度の決算見込みは普通交付税の見込み増を含め財政の健全化、これは人件費の抑制、起債の借入抑制等でございますが、に努めた結果、普通会計が実質収支で約1億4,100万円の黒字となる見込みです。

水道事業を除く、他の介護や国保など8つの特別会計も、合計で約8,100万円の黒字の見込みです。

今後は、黒潮消防署の移転や保育所の統合建設、まちづくり交付金事業、公共施設の耐震化事業など、大きな事業が山積していますので、より一層引き締めて適切な財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、ふるさと納税についてですが、平成20年度から創設されましたふるさと納税について、全国の自治体がホームページを立ち上げて、広く訴えているところがございます。本町におきましても黒潮町を元気にするため、ふるさと納税制度を取り入れ、地域づくり、人づくりにご賛同をいただきたく、7月上旬をめどにホームページを立ち上げを検討しております。

次に地域防災計画の策定についてですが、この度、平成18年度から策定に取り組んできた黒潮町地域防災計画書と水防計画書が出来上がりました。今後はこの計画書を基に、住民の皆さんが安全で安心して住めるよう、鋭意防災対策に取り組んでまいります。

次に、黒潮町庁舎移転建設検討委員会、および入野地区まちづくり検討委員会の設置についてですが、この度国道56号大方改良事業の計画推進に伴い、黒潮町庁舎の移転および入野地区の基盤整備を検討するため、黒

潮町庁舎移転建設検討委員会、および入野地区まちづくり検討委員会を立ち上げ、検討することと致しました。

以上、行政報告と致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、19番、山本久夫君。1番、村越比佐夫君を指名致します。

日程第2、会期決定の件を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月13日から6月20日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から8日間に決定致しました。

日程第3、議案第1号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、今議会に提案致します議案の提案理由の説明を致します。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法の一部改正に伴い、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付で専決処分致しましたので、その承認を求めます。

議案第2号、黒潮町税条例の一部を改正する条例については、1、公益法人制度改革への対応、2、ふるさと納税を寄附金控除制度として新たに創設、3、公的年金からの特別徴収制度の創設等の改正となっています。

議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正、ならびに合併協定項目であります両町の現行税率で平成19年度までは不均一課税とし、平成20年度から統一した税率にしたことによる税条例の一部を改正するものです。

次に議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、黒潮町衛生センター操業監視委員会委員の日額報酬1万円を5,000円に改めるものです。

議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について、使用料の一部見直しを行い、条例の改正を別紙のとおり行うものです。

議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算について。これにつきましては、既決の予算に1億7,965万5,000円を追加致しまして、歳入歳出予算それぞれ78億8,365万5,000円とするものです。主なものと致しまして、仮称中央保育所新築工事費について急激な鋼材価格の高騰によることや、概算計画面積に一部見直しがあり、約1,500平方メートルから1,775平方メートル、金額に致しまして約5,000万円、17パーセントの増になったことから、1億2,300万円の追加補正を致しました。

また、県の単独事業として原油価格高騰対応緊急対策として、主にミョウガの園芸施設の加温性を高めるた

め、多重化内張り材等の設置に対する補助金に956万4,000円、伴太郎地区水道未給水解消事業費に3,500万円や、中ノ川未給水地区のボーリング調査等に972万5,000円、黒潮町地域再生資金貸付要綱を創設し、貸付資金2,000万円を予算化したところでございます。なお、先の議員協議会で、創設の内容につきましてはご説明を致したところで。

議案第7号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてですが、拳の川診療所について、直診運営から委託方式に移行されたことによる補正予算となっています。

議案第9号、第1次黒潮町総合振興計画の策定については、地方自治法第2条第4項に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想を定め、議会の議決をお願いするものであります。

議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結については、先に議決いただいた工事請負契約に変更が生じたので、別紙に基づき議会の議決をお願いするものであります。

以上、6月定例議会提出議案は10議案となっています。

説明に当たりましては本庁副町長、担当主管課長より、それぞれ説明を致させます。

なお、会期終了日に人権擁護委員3人を推薦するため提案を予定しておりますので、この点も含め、よろしくご審議をお願いを致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

おはようございます。

先ほど、町長の方から固定資産税の納税通知書の一部発送漏れがあったことのおわびがありましたけれども、本来あってはならないミスでございます。今後は十二分に職員にもその旨喚起し、今後は二度とこのような事態、事象がないように気をつけていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

それでは議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明します。

本議案の専決処分につきましては、町税条例付則第20条第7項、および第8項におきまして、特定株式を12年4月1日から平成21年3月31日までの払い込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式を譲渡した場合、この譲渡所得の2分の1課税の特例が講じられていました。その中で、証券市場が一定回復したことから、平成20年4月30日をもって廃止をされました。

この特例につきましては不利益不遡及の原則に該当することから、地方税法改正と同時に本町条例改正をする必要があり、専決処分をしたものであります。

それでは、2号議案についての説明に入らせていただきたいと思います。5ページをお開きください。この条例につきましては、上位法であります地方税法の一部が改正されたことによる本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは順次、改め文に基づきまして説明をさせていただきます。説明につきましては、改正のポイント、要旨をですねとって説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、5ページの上から4行目になります23条関係ですけれども、これにつきましては、本条例は町民税の納税義務者となる要件等を規定しております。第1項第4号は、法人に係る納税義務者の規定をしております。この中で、法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めのあるものについては、法人と見なして納税義務者としておりましたが、これらの団体が収益事業を行わない場合は、納税義務者から除外することとされた法改正に伴う一部改正でございます。

第3項につきましては、収益事業を行う法人でない社団又は財団で、代表者又は代理人の定めのあるものは人格のない社団等と規定され、均等割の最低税率を課税する改正規定でございます。これまでは適用税率が規定されておりました。

次に第31条になりますが、表の上3行目からです。第2項は、法人の町民税の均等割の税率を規定しておりますが、法人でない社団又は財団で、代表者又は代理人の定めのあるものの均等割額の最低税率を明確化したため、この事項を削除しました。

改正前は出資金等により、表の1号から9号までの税率を適用しております。新旧対照表をですね、見ていただいたら分かると思いますけれども、新と旧がひっくり返っております。まあ中身が変わっている部分がございますけれども。改正前は、資本金および従業員数が多い順番で、資本金等が50億円を超えて、従業員者数50人超えを1号法人に均等割額を規定しておりましたけれども、地方税法の改正に伴い、資本金等および従業員の少ない順番、資本金が1,000万円以下で、従業員50人以下を1号法人としました。その関係で1号から9号がですね、逆になっております。

また、収益事業を行う法人でない社団又は財団で、代表者又は代理人の定めのあるものは、人格のない社団等として、1号法人に規定をしております。

それから次、6ページをお開きください。6ページ下から6行目、34条の2になりますけれども、ここでは所得控除を規定しておりましたけれども、寄附金控除が税額控除に改正されたために削除されたものでございます。

次、7ページに移りまして、上の端になりますが、寄附金税額控除です。これがですね、いわゆるふるさと納税をですね、税額控除制度として規定されたものでございます。

内容としましてはですね、1号として都道府県、市町村又は特別区への寄附が対象となります。2号は県内の共同募金会、および日本赤十字社への、県内支部への寄附が対象となります。

このほか3号から12号まで、市町村が指定する機関について指定をすれば、納税をしたい方がですね、そこへ寄附をした場合も税額控除を受けられる規定が設けられておりますけれども、これらについてはですね、県もまだ条例化していませんけれども、町民税で言えば町民税が6パーセント、県民税が4パーセントということになっておりますので、できれば10パーセント税額控除をしてあげるのが本則だと思いますので、県とですね町の指定がですね、できるものは一緒に指定をするといった方向でですねやろうということで、県の市町村振興課、税務課等とですね今後協議してですね、指定する機関を定めて、できれば9月議会、もしくは12月議会で改正案をですね、出させていたきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

控除の中身ですけれども、基本控除と特例控除がございます。基本控除につきましては、町民税のですね、所得割の10パーセントとなります。特例控除はですね、寄附金から5,000円を控除した金額が、所得税と合わせて全額控除できるように寄附者に適用される所得税の限界税率を理論計算し、先ほどの10パーセントから引いた90パーセントからその率を、控除した率を上乗せします。で、その2つの計算をした額が、税額控除ということになります。

で、この寄附金のアップパーですけれども、限度額ですが、課税総所得金額の30パーセントが上限であります。まあ仮に、極端な話ですけれども、500万円寄附をしていただいたとしてもですね、課税所得額の30パーセントが限度額ですので、すべてがですね、税額が控除になるとかいうことには理論上ならない場合もございますので、まあ、これはケースバイケースによることとなります。

続きまして、8ページをお開きください。8ページの中ほどから下に38条関係でございますが、本条は個人の町民税の徴収方法について、給与者に係る特別徴収および退職の手当に係る分離課税の特別徴収以外は、普

通徴収によって徴収することを規定しております。が、特別徴収する範囲に公的年金に係る特別徴収、後に出てきますけれども、公的年金に係る特別徴収が始まることから、その中でまた仮特別徴収も出てきます。そのために追加するものでございます。

すぐ下、41条関係ですが、町民税と県民税の合算額を通常4回の納期で分割して納税通知する旨を規定しておりますけれども、給与所得について特別徴収できなくなった場合に、普通徴収できる旨も規定しております。今回、公的年金に係る特別徴収が新設されたことから、公的年金に係る特別徴収ができなくなった場合も、普通徴収ができることを追加したものでございます。

続きまして44条の2項ですが、2項は給与以外の所得を有している場合は、給与に合算して特別徴収を致しますが、申告書に給与所得以外の所得について、普通徴収によって徴収されたい旨の記載がある場合は、給与所得以外の所得について、普通徴収することを規定しているものです。今回、公的年金に係る特別徴収が新設されたことから、給与所得以外を給与所得及び公的年金所得以外に改正したものであります。

次に45条ですが、本条は特別徴収義務者の指定について規定しておりますが、公的年金に係る特別徴収が新設されたことから、特別徴収義務者について給与所得に係ると限定したものでございます。

それから46条の2ですが、これは本町条例は、常時10人未満の事業所等の給与の支払者については、特別徴収税額の納期の特例を受けられることを規定しております。6月から11月までの徴収税額を12月10日までに、12月から翌年5月までの分について6月10日までに納入することとなっております。この規定についても、公的年金に係る特別徴収の新設によりまして、給与所得に係ると規定をしたものでございます。

次に、9ページをお開きください。9ページの上から2行目になります。これが新たに新設されたものになります。47条の2ですが、公的年金等に係る、所得に係る個人の町民税の特別徴収を規定したものでございます。

1項としまして、対象者は課税年度の4月1日現在公的年金の受給者で、前年において公的年金の支給を受けている者で、1月1日現在65歳以上の者となります。

2号として、対象税額は前年の公的年金に係る所得に対する所得割額および均等割額。給与所得に係る特別徴収の対象となっている場合は、給与所得に係る特別徴収で均等割額が課税されるため、所得割額のみになります。

3号として、特別徴収の時期は、10月1日から翌年3月31日までの間に支払われる老齢年金等からの税額の開始年度ですが、2分の1を徴収することになります。残る半期で、2分の1を特別徴収ということになります。

ただし、次の各号に該当する方は除かれます。賦課期日である1月1日以降、本町に住所がない者。当該年度分の老齢年金給付の年額が18万円未満の者で、介護保険が特別徴収されていない者。特別徴収税額が老齢年金等の金額の年額を超える場合等が、対象外となります。

2項としまして、給与所得および年金所得以外の所得を有する特別徴収対象年金所得者については、当該所得を公的年金等に合算して特別徴収をすることとしておりますが、ただし、給与所得以外の所得については、普通徴収を希望する旨の申告をした場合は、当該所得については特別徴収をしない旨を規定しております。

それから47条の3ですが、9ページの下から6行目、特別徴収義務者の所です。これにつきましては、特別徴収義務者は特別徴収対象年金給付の支払いをする年金保険者とするを規定したものでございます。

次、10ページをお開きください。47条の4でございますが、これは年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務でございます。

1項としまして、年金保険者は特別徴収対象年金給付の支払いの際に、徴収すべき額を年金給付の回数で除した額を徴収した月の翌月10日までに納入しなければならない規定でございます。

それから47条の5ですが、10ページの上から10行目になります。47条の5ですが、前年度の10月1日か

ら翌年3月31日までの間、特別徴収の対象者となっている場合で、課税年度の初日である4月1日から同年9月30日までの間、老齢等年金給付がある場合は、前年度の10月1日から翌年3月31日までの間に特別徴収された税額を仮徴収する。この場合は、公的年金以外の所得と合算して特別徴収していた場合には、公的年金以外の所得に係る税額を控除した税額、年金のみになりますね。年金のみで仮徴収をするということになります。

特別徴収を開始する年度については、まあ21年については、前半期が2分の1を普通徴収ということで徴収します。で、残りの下半期につきましては、年金の方から特別徴収ということでございまして、これが毎年毎年まあ言えば、繰り返されるということになります。

それから、仮に高知市で年金を特別徴収されておって黒潮町に転入して来た場合は、まあ仮に12月に入れば、4月の1日から課税されるわけですが、うちから。その場合も、先に特別徴収されていてもですね、開始する年度というふうにそう取りまして、上半期は2分の1を徴収して、下半期は特別徴収ということの取り扱いになります。

次にですね、11ページへ移りまして、下から2行目になります。公益法人等に係る町民税の課税の特例でございますが、国、また地方公共団体および公益法人等に財産の贈与、遺贈があった場合には、その贈与、または遺贈はなかったものと見なす規定がございまして、当分の間財産の贈与、または遺贈を受けた公益法人等が公共目的事業に寄与しなくなった場合や、公益法人が合併により当該財産を合併法人に移転した場合等は、当該公益法人等を贈与、または遺贈を行った個人と見なして、所得割を課税することになります。

それから中ほど、7条の3、12ページになります。7条の3として、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除ですが、本条例では第1項で所得税から、現在も行っておりますけれども、控除できなかった住宅借入金等特別控除の額を、町民税の所得割額から控除できることを住宅ローン控除といいますけれども、規定しております。これにつきましてはですね、第3項でこの申告につきましては、所得税の申告であります3月15日ということが期限になっておりますけれども、この改正規定ではですね、遅くとも町民税の納税通知書がですね、送達されるまでに提出しなければなりませんけれども、この今回の改正でですね救済規定としてですね、まあ納税通知書が送達された後でも町長がやむを得ないと認めたときはですね、その申告を受理することを、まあ住宅ローンの控除をしますよということを救済措置として規定したものでございます。

それから、13ページ。13ページ中ほどから下になりますけれども、10条の2になります。10条の2、第1項中というのがあると思っておりますけれども、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございまして、新築住宅についてはですね、3年度分、新築中高層耐火建築住宅については5年分、固定資産税を2分の1減額する特例措置があります。これをですね、平成22年の3月31日まで延長する規定でございます。

それから、13ページ。特に住民にですね、密接した部分だけを一応説明させていただきます。13ページの下から3行目の7項とありますが、これはですね、新たに省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の新設でございます。省エネ改修工事を行った場合、改め文の中に1号から6号まで入っていたと思っておりますけれども、これらのもので工事を行った場合、税額ですね、3分の1です。3分の1に相当する金額を減額する規定でございます。

以上が町税条例の一部証券等の改正もございまして、ここは割愛させていただきます。以上が本則、附則のですね、条例改正の一部になります。残る以降はですね、施行期日を定めたものでございまして、省略させていただきます。

これで黒潮町税条例の一部を改正する条例説明につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の改正についてご説明致します。改正趣旨につきましては

は、先ほど町長が説明したとおりでございます。なお、この税率改正等につきましては国保運営協議会に諮問し、答申を受けたものでございます。

それでは改正内容のご説明を致しますが、改め文がですね、改正ルールがありまして、非常にあっちこっちしていますので、参考資料としてですね新旧対照表、皆さんお手元にご覧いただけますでしょうか。新旧対照の方がですね、均一化したことによりまして、まあ旧両町とも比較がしやすいかなということと、条文が順番になっておりますので、持っていない方おられます。ありますか。(議場より、何ごとか発言する者あり)

すいません、それでは説明をさせていただきます。まず、新旧対照表の1ページをおめくりください。

まず、その前に課税方式でございますけれども、従前の方式のとおり4方式を取らせていただきました。それと、平等割と均等割の割合ですけれども、制度軽減が受けられるようにですね、フィフティ、フィフティとなるよう設定をしております。

また、医療制度改革による後期高齢者制度へ約2,000人の移行、および前期高齢者交付金が交付されることから、全体の税額は旧両町とも減額となっております。

1ページ、第2条でございますが、新旧対照表の左側が改正案、右側が現行でございます。この傍線を引っ張っている所がですね、新たな制度による高齢者の医療の確保にかんする法律の規定による、後期高齢者への支援金が課せられることになったことによる改正でございます。

それから2項ですけれども、現行では所得割の基礎課税額が、合算額が56万円を超える場合は56万円と規定しておりましたけれども、改正では当該合算額が47万円に改正されております。

2ページの左側、3項ですが、これが新たに出来ました高齢者支援金等の課税額でございます。これの限度額を定めたもので、12万円を超える場合においては、支援金課税額は12万円とすることとなります。

4項につきましては、項ずれですので省略させていただきます。

3条に移りまして、ここからがですね、保険税の所得割になります。所得割ですが、3ページをお開けください。3ページでですね、今回の改正によりまして、これ100分の4.5に統一しました。右側が旧両町の率でございます。

それから4条でございますが、これは国民保険の被保険者に係る資産割額ですけれども、100分の22と改正するものです。右側が旧両町の率でございます。

5条になりまして、国民健康保険の被保険者に係る被保険者等の均等割額になりますが、被保険者1人について1万2,500円となります。旧両町からの2万7,000円と2万円となっておりますが、相当額減額となっております。

次に、4ページをおめくりください。4ページ、国民健康保険の被保険者に係る世帯平等割額でございますが、ここは少し改正されてきております。5条の2ですけれども、2条2項の世帯平等割額は次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするということで、特定世帯というのが出てまいります。

平等割額につきましては特定世帯以外はですね、特定世帯とは下に傍線を引っ張っておりますけれども、まあ夫婦ですね一例を示せば、ご主人さんが74歳、奥さんが72歳で、21年からはですね、ご主人さんが75歳になって、奥さんが73歳ということで、2人が別々の保険になります。が、その場合はですね、経過措置としてですね、そうなった時から5年を経過するまでに限ってですね、2分の1権限を行います。これが、特定世帯ということになります。平等割額以外につきましては1万4,500円で、特定世帯については、半額の7,250円ということになります。

それから6条でございますが、これは新たに課される後期高齢者支援金課税額の所得割額でございます。100分の2となります。

それから7条ですが、同じく支援金等の資産割額ですが、100分の9を乗じることとします。

それから、国民健康保険の後期高齢者支援金課税額の。5ページをおめくりください。被保険者の均等割額ですけれども、これは被保険者1人について5,100円となります。それから同じく、支援金課税額の世帯平等割額ですけれども、7条の3です。特定世帯以外の世帯につきましては6,000円です。特定世帯につきましては3,000円です。

次、8条ですが、介護給付金課税被保険者に係る所得割額ですが、改正で100分の1.5に改正をさせていただきます。

それから、6ページをお開きください。第9条で、介護納付金課税被保険者に係る資産割額ですけれども、これ100分の7.5に改正させていただきます。

それから9条の2ですが、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額ですけれども、これ5,000円に改正させていただきます。

それから、下の9条の3ですけれども、介護納付金課税被保険者に係る世帯平等割額ですが、1世帯について4,500円とさせていただきます。若干ここで4,000円が4,500円に上がってきておりますけれども、国保税や基礎、介護、今度まあ後期高齢者支援金課税にも含まれますけれども、そのバランスがありまして、その中で介護納付金の額が少し低いということで、少し上げたものでございます。

7、8、9、10につきましては条ずれ、項ずれですので、省略させていただきます。

11ページをおめくりください。11ページの中ほど23条、国民保険税の減額という所がございますが、これにつきましては23条で基礎課税額が、先ほども申し上げました47万円ということをお願いしましたが、減額について47万円が上限となります。

それから、後期高齢者の支援金ですね上限が12万円となりますので、合わせてですね、59万円ということになります。

12ページを見てください。12ページがですね、減額をそれぞれ規定しておるものです。で、これが先ほど申し上げました7号のですね、減額措置を規定したものでございます。もうここでも数字はですね、もうここで説明は省略させていただいてもよろしいでしょうか。それぞれ対比できるようにしておりますので、いいですか。

じゃあ、12ページから若干かいつまんで説明させていただきます。アとして被保険者の均等割額ですけれども、これ7割軽減で、8,750円になります。

それから、イとしまして平等割額ですけれども、特定世帯以外の世帯につきましては1万150円になります。特定世帯につきましては、これの2分の1ということになります。

それからウとして、後期高齢者支援金課税額の被保険者の均等割額ですけれども、これが3,570円に軽減されます。

それから支援金課税額の世帯平等割額ですけれども、特定世帯以外はですね、4,200円、特定世帯は2,100円となります。

オとして、介護保険の被保険者の均等割額ですが、介護納付金が1人について3,500円になります。それから平等割額は、1世帯について3,150円になります。

次が2号になりますが、これが5割になります。5割になりまして、均等割額がですね6,250円。それから14ページに移りまして、世帯平等割額が特定世帯以外の世帯が7,250円、特定世帯は3,625円、後期高齢者支援金ですね、3,550円、同じく後期高齢者支援金の平等割額が3,000円と、特定世帯1,500円となります。

15ページに移りまして、オとしまして、介護納付金に係る被保険者均等割額でございますが、1人について

2,500円です。ここにきましても2,000円から2,500円になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように全体のバランスを取る中で、介護納付金を少し上げることになっております。

カとしまして世帯平等割額ですけれども、1世帯について2,250円となります。

3号、これに8割軽減ですけれども、均等割額がですね、2,500円です。それから平等割額が2,000、特定世帯以外の世帯については2,900円、特定世帯につきましては1,450円、後期高齢者支援金分が1,020円、均等割額が1,020円、平等割額が1,200円、特定世帯は半額の600円となります。それから、介護納付金の均等割額は1,000円です。

で、このオの端、右がウになっておりますけれども、印刷ミスといえますか、この次のページにこれは来なければいけないがですけれども。

17ページですね、17ページの介護納付金課税保険者に係る世帯平等割額、1世帯についてですね900円になります。すいません、1,000円でございます。(議場より「まあ1回言ったらいいですが、何の費用か、その1,000円。」との発言あり)1,000円ですが、介護納付金の課税被保険者に係る被保険者の均等割額です。16ページの、オになります。

それから17ページで、カとして介護納付金に係る世帯平等割額ですが、1世帯についてですね900円になります。現行では800円ですけれども、100円上がっております。

以上が健康保険税の改正の主なものでございまして、後段19ページ等を書いてあります、19ページ、18年度分の公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例というふうにありますけれども、これはですね、公的年金のですね控除がだんだんに差があることによってですね、激変緩和措置で2年間、13万円と7万円、28万と22万のですね軽減措置を設けておりましたけれども、2年間の軽減措置でございますので、これはなくなることになります。

22ページ以降はですね、被保険者の後にですね、特定同一世帯所属者という言葉がですね新たに入りますので、その追加のみでございますので、省略をさせていただきます。

以上で、1号から3号までの議案の説明とさせていただきます。どうか、よろしくお願い致します。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田 壯君)

それでは、私の方からは議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案のですね、36ページをお開きください。なお参考資料としまして、比較表も載せておりますので、まあ併せて見ていただければと思います。(村越議員より「飛ばかしてやらんと、順番にやれや」、議長より「特別職の職員」などとの発言あり)

議長(小永正裕君)

もとい、住民課長。

住民課長(米津芳喜君)

それでは、私の方から議案書の33、34ページの議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

条例別表の黒潮町衛生センター操業監視委員会委員の日額報酬は、一部事務組合当時に1万円と定めて運営していましたが、他の委員会委員の日額報酬との均衡を考慮し、日額報酬5,700円に改め、7月1日から施行するものです。

以上です。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田 壯君)

どうも、失礼致しました。

それでは議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例について、説明致します。

議案のページ、36ページをお開きください。なお、参考資料も添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。本条の改正につきましては、球場の使用料の改正でございまして、この主な改正につきましては今回新たに付属設備品としてピッチングマシーンを購入することに伴い、使用料を徴収するとともに、併せて本球場の使用料を入場料を徴収する場合としない場合に区分し、補助球場の使用料を追加するものです。

また、使用料に係る消費税および地方消費税分を内税方式に改正するものでございます。

この、球場のしない場合につきましてはですね、これまでどおりでございまして、新たにまあ入場料を徴収する場合ということをはめたものでございます。

なお、この改定に当たりましては、近隣の四万十スタジアムとか高知東部球場、宿毛球場等も参考にさせながら改正させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長(小永正裕君)

この際、10時25分まで休憩致します。

休 憩 10時 13分

再 開 10時 25分

議長(小永正裕君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

町長(下村正直君)

おわびと訂正を申し上げます。

先ほど、提案理由の説明の中で、衛生センターの操業監視委員会委員の日額の報酬でございますが、1万円から5,000円に訂正というふうに申し上げましたが、正しくは5,700円でございますので、おわびして訂正申し上げます。

議長(小永正裕君)

これで町長の発言を終わります。

次に議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算について。

澳本副町長。

本庁副町長(澳本 造君)

それでは、私の方から議案第6号につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、町長の行政報告の中で、19年度の一般会計ならびに水道事業会計を除きまして、特別会計8会計における決算見込みでございますけれども、黒字を見込むことができました。これからも大変、課題山積でございますけれども、議員の皆さんのご支援をいただきながら、健全な財政運営を堅持したいと思っておりますので、よろしくご協力もお願いを致したいと思っております。

それでは議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、歳入歳出の事項別調書、歳出の方からご説明をさせていただきます。

まず、16ページをお開き願います。2款の総務費でございますが、3目の財産管理費、15節の工事請負費195万9,000円を補正を致しました。主なものは集落の整備事業、主に集会所でございます。それと、旧大方町の建設協会から寄附を頂きました、商工会の隣でございますけれども、その建物が大変危険な状況にありますので、この取り壊しを致したいという経費を計上致したところです。

次に、18節の備品購入費100万でございます。この件につきましては、町長冒頭ご説明もありましたが、町内の有志の方から100万円の寄附採納願いが出されましたので、ありがたく受け取ることに致しました。なお、本人さんはこの100万につきましてはスポーツ振興のため、総務課長からも説明がありました大方球場にピッチングマシンを購入し、設置を致したいという予算を計上致しました。

次に、同じく6目でございます。企画費でございますが、21節の貸付金2,000万円を計上致したところです。この件につきましては、地域再生資金の貸付事業に充当致したいということで、先の議員協議会で詳細説明を致したところでございます。よろしくお願いを致したいと思っております。なお、つなぎ資金として計上致したものでございます。

次に、11節の情報化推進費でございます。13節、委託料57万8,000円。新しく計上させていただきました。ご承知のように、19年度決算から地方財政の健全化法に基づく健全化判断比率を指標を示すことになっておりまして、この件に連動致しましてこの法律、2年後には新しくバランスシート、行政コスト等、計算書を整備、策定をしなくてはならないということになりましたので、システムの構築費と致しまして計上させていただきました。まず、この2年後でございますけれども、早い機会に準備をしておきたいと、こういう考え方でございます。

次に、18ページでございます。3款の民生費でございますけれども、1目、老人福祉総務費でございます。これは、財源の組み替えを致しました。後期高齢者医療保険事業の繰出金でございますけれども、これを一般財源を充当致してございましたけれども、この度、県の負担均等が計上することができましたので、これを一般財源から組み替えるという予算でございます。

それから、4目の児童福祉施設建設費、15節の工事請負費でございますけれども、1億2,300万円を追加致しました。この件につきましては、町長からも説明がございましたように鋼材等の高騰、あるいは面積の見直しがございまして、それを併せまして1億2,300万円を追加致したいとするものでございます。

次に、4款の衛生費でございます。6目の環境衛生費でございますが、13節、委託料972万5,000円を計上しております。これは委託料と致しまして、佐賀地域の中ノ川地区でございます。未給水地域解消事業として、ボーリング等基本設計を致したいという予算を計上致しましたし、また大方地域でございますけれども、伴太郎の実施事業設計を致したいという予算を計上致しました。

それから、15節の工事請負費3,500万でございますけれども、これは大方地域伴太郎の水源池が7カ所になりますが、受益者戸数が12戸ございます。この工事費を計上させていただきました。

次に、28節の繰出金3,884万5,000円を減額致したところです。これは当初、水道事業会計に繰り出す予定をしておりましたが、起債のヒアリング時に繰り出し、この事業は繰出金として一般財源からの繰出基準には該当しないというようなことになりまして、財源を組み替えたという予算でございます。

次に、2目の塵芥処理費でございます。12節の役務費でございますが、これは佐賀地域、旧佐賀町の最終処分場の跡地の問題でございますが、この片坂バイパスの工事の残土処理場として準備を致したいということで、佐賀地域の中島課長の方からお話がございましたように、2年間この検査、ガス検査、あるいは温度検査、あ

るいはイオン検査等を2年間検査致しまして、その成果を県の方に報告するということになっておりますので、その事業を実施を致したいという予算でございます。

それから、20ページにまいりまして、7款の商工費、2目の商工振興費でございます。これは19節の負担金補助及び交付金でございます。275万円を計上させていただきました。一つは、商工会の皆さんが商品券を発行したいということでございます。商品券を発行致しまして、流通されることで地域の活性化を図りたいという積極的な取り組みでございまして、私たちもその支援を致したいということで商品券、金額少ないですけれども、50万円を計上させていただきました。

次に商工会補助金でございますが、これは事業主体が商工会となりまして、商品開発を致したいという経費を計上させていただきました。225万円でございます。

それから、8款の土木費でございます。2目の都市環境整備事業費でございますけれども、これは賃金が209万8,000円、13節の委託料、減額致しまして231万9,000円を計上したものでございます。これは当初、まちづくり交付金用務と致しまして、登記事務をお願いを致したいということで、委託料で当初計上致しましたけれども、雇用形態がどうも臨時職員ということになるのではなかろうかというようなことで、大変申し訳ございませんけれども、この際組み替えをさせていただきました。その予算でございます。

それから9款の消防費、4目の防災費でございます。19節の負担金補助及び交付金259万9,000円の予算でございますが、これは主なものとして下田の口地区の自主防災組織、上川口地区の自主防災組織の資機材を購入致したいということの補助でございます。これは、財源と致しましては自治総合センターの交付金事業、10割補助でございます。

なお、ちなみに自主防災組織の状況でございますが、大方地域で34部落すべて自主防災組織が結成されました。佐賀地域におきましては88%くらいになっておりますけれども、今年ですね、速やかにこの取り組みをするという予定でございます。

それから、10款の教育費でございます。この件につきましては22ページにまいりまして、学校給食費でございます。当初、職員の臨時職員を計上していませんでした。職員配置等検討した結果、臨時職員を配置することになりましたので、この際、臨時職員としての賃金を計上させていただきました。

それでは、次に歳入の方でございます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。17款の寄附金でございます。2目の総務費寄附金、1節のふるさと納税寄附金でございます。100万円の町の有志から寄附採納願いが出ましたので、これを頂くことに致しました。なお、ふるさと納税寄附金につきましては、町長からもお話がありましたように、このように座を設けて、準備が整ってまいりました。できましたらまた、この際議員の皆さんにもよろしくまたご支援もいただけたらと、こんなに思っております。

それから、18款の繰入金でございますけれども、1目の財政調整基金繰入金5,587万2,000円を減額致しました。これは辺地債の借入れができたこと、また、後期高齢者保険基盤安定、県の負担金でございますけれども、これが3,750万円の県の負担が決まりましたので、そういったことから財源調整を致しまして繰り入れ、繰り戻すということで、減額5,587万2,000円を減額したところでございます。

次に21款の町債でございますが、2目、民生費、1節の社会福祉施設整備事業債でございます。中央保育所の経費と致しまして、合併特例債を充当させていただきたいという予算でございます。1億2,330万円を計上致しました。

以上でございます。よろしくご審査をお願いします。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは、7号議案の平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計の補正予算の説明を致します。赤表紙の方を開けてください。

まず、1ページをご覧ください。これは拳の川診療所、直診から花田医師が個人開業医に移行したことによるもので、歳入歳出予算を350万7,000円を減額して、歳入歳出予算総額8,877万4,000円とするものです。

次に、6ページをお願いします。歳入の5款2項1目の直診財政調整基金繰入金350万7,000円を減額して、歳入歳出予算を調整したものです。

次に、下の7ページをご覧ください。歳出ですが、1款1項1目の右の医師、職員の報酬、給料、職員手当、教材費、賃金の予算を全額減額し、診療収入の国保、社保、後期高齢者、その他健康診断、労災、学校健診等の診療収入を6,760万4,000円全額を診療所、これは拳の川診療所ですが、診療所運営委託料として計上させていただきます。

また下の22、補填補償費の方で、先生の所得補償として500万円を予算計上させていただきます。

次に、8ページをご覧ください。8ページの2款1項2目の医療費代を3,700万円減額して、歳入歳出予算の総額を8,877万4,000円として、全体調整をしたものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、議案第8号の平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算、第1号の説明をさせていただきます。予算書の方はこの色でございますので、よろしくお願いします。（議場から「何色ぞ」との発言あり）もえぎ色といいます。

これはですね、今副町長の方から一般会計の補正予算の方で説明がありましたが、伴太郎地区におきまして未普及地の解消事業をやるということ、当初予算はですね、一般会計から水道事業会計に繰り出しをして、まあ水道事業会計としては繰入金になるわけですが、それで水道事業会計の方で実施しようということで、提案をしておりました。が、その後ですね、県の方にですね中山間地域生活支援総合事業という、まあ補助事業が出来まして、補助率は3分の2でございますが、それが借りれる見込みとなりました。

また、副町長からもありましたように、一般会計からの繰り出しには少し該当しにくいというようなことがございまして、一般会計の方で事業を実施したいということで、まあ予算替えといいますか、そういうことで提案させていただきます。

それで、ページは2ページの方をお願いします。歳入歳出を同ページに入れておりますが、この予算につきましては、まあ水道事業会計には2つの会計があるということで、まあだんだんご説明をしておりますけれども、この部分については4条予算と言われる部分で、新しく水道を広めていくというような意味の予算でございます。それで、収入の方で4,000万円の減額、同じくですね、支出の方で4,000万円の減額ということにしております。

次に、5ページの方をお願いしますが、予定の20年度中の損益計算書を入れておりますが、これは当初と変更がございません。

その次に、7ページの方をお願いします。7ページの方、21年3月31日時点のですね、予定の貸借対照表を

入れておりますが、ここにですね、バランスシートになりますので、この部分で資産の部、および負債、資本の部のそれぞれでですね、4,000万円の減額ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から議案第9号、第1次黒潮町総合振興計画の策定について、説明致します。議案書のページ41ページになりますが、添付資料と致しまして計画書を最後に付けておりますので、計画書も併せて見ていただきたいと思ひます。

地方自治法第2条第4項に基づき提案しています第2編の基本構想につきましては、第1次黒潮町総合振興計画の第1編、序論と第3編、基本計画とが一体となったものでございますので、計画書を併せてですね説明させていただきますので、よろしくお願いします。

この総合振興計画書は、より良いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、町政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、町の最上位計画として位置付けられるものでございます。この計画に当たりましては昨年、19年からですね、皆さまにお世話になりながら、なおかつワークショップ等も開催しながらですね、進めてまいりまして、この度5月の28日に審議会、地域振興計画審議会、また地域審議会、両地域の審議会等からですね答申いただきまして、今回まあ提案をさせていただくものでございます。

この構成につきましては、第1編序論、第2編基本構想、第3編基本計画から構成されているものでございます。第1章序論では、計画書の1ページから6ページまででございますが、3章で構成し、第1章は目的や策定根拠、役割、計画の目標年次と構成及び進行管理などについて記述としており、平成29年度を最終目標年次とし、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間としています。

この計画は基本構想、基本計画、および実施計画の3部門から構成されており、基本構想は今後10年間の黒潮町の基本的姿勢、いわゆる理念でございますけれども、と、あるべき姿、将来像を定め、その実現のための基本的施策を定めることとしています。また基本計画は、基本構想に掲げる将来像と基本的施策に基づき、重点的に実施する施策を明示し、分野別の施策の体系を明らかにするとともに、前期5年間、後期5年間とし、社会情勢の変化に応じて施策の見直しを行うこととしています。さらに、実施計画では計画期間を3年とし、基本計画に示された施策の体系に基づき、実施する施策、事業を定めるもので、各年度の予算編成の指針や実施計画となるものであり、行政評価を行いながら、毎年度ローリング方式で見直しを行うこととしています。

特に、今回のこの計画では大きな目玉としまして、これまでになかった行政評価を導入することにあります。行政評価は、総合振興計画に掲げられた政策や事業などの行政活動について、その必要性や効率性、成果などについて評価し、効果的、効率的な予算編成と総合振興計画の振興管理、および行政の透明性の向上を図るために行うもので、できる限り分かりやすい指標を用いた黒潮町行政評価システムを構築することとしています。

第2章では、黒潮町を取り巻く背景や課題について整理しています。

また第3章では、計画の経過と住民の意向調査の結果を記述しており、行政の重要施策として取り組んでほしい項目の住民意向調査では、雇用の場の確保が一番多く、最近の町内の社会情勢を反映したものとなっております。

第2編基本構想、7ページから10ページまでとなっておりますが、これにつきましては5章から編成されておまして、この基本構想が基本的には議会の議決事項になる重要な部分となっております。

まず第1章、黒潮町のまちづくりの基本理念と将来像では、私たちの町には美術館がありません、美しい砂浜が美術館です、とした考え方をまちづくりの理念とし、これまで2つの町ではぐくまれてきたまちづくりにかんする理念や、地域個性のエキスを再構築するとともに、人が元気、自然が元気、地域が元気な黒潮町を創造することとしています。

第2章では目標人口を定めており、この計画を推進することで人口の減少傾向を緩やかにし、10年後の目標を1万2,000人と決めました。

第3章、土地利用構想では、土地利用の基本方針を定め、土地利用区域をゾーン分けして、土地利用の有効活用を図ることとしています。

第4章の施策の大綱では、新町建設計画にうたわれております、活力ある産業と交流のまちづくり、思いやりのある健康、医療、福祉のまちづくり、誇りの持てる教育、文化のまちづくり、自然環境と調和のとれたまちづくり、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりの5項目を施策の大綱として決めました。また、この5項目につきましては、後に出てきます基本計画の柱として位置付けています。

第5章のシンボルプロジェクトでは、黒潮町の地域資源を最大限活用した黒潮町産品ブランド、黒潮印の商品を確立するために、黒潮印の製品を生産、開発するプロジェクトの推進をすることとしています。

また、情報格差の解消を図るため、町内全域に光ファイバーケーブルを整備し、することによって安心、安全、快適な黒潮ネットワークの環境整備を図ることとしています。

第3遍の基本計画は、先に説明致しました基本構想の施策の大綱を基本にして、それぞれの項目ごとに現況と課題を明らかにし、施策の体系を定め、主要施策の推進方針を掲げているところです。この基本計画は、今後行政が事業の推進を図っていくための指針となるものと考えております。

以上、説明が少し長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほどをよろしく願います。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

議案第10号につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。

町道中角藤縄線道路改良工事につきましては、6月9日の議員協議会におきまして全体計画のご説明等々をさせていただいたわけでございますけれども、今回、工事変更が生じたので、提案をさせていただくものでございます。

ページ、42ページをお願い致します。議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結について、平成20年2月18日に議決された議案第64号、工事請負契約の締結について契約内容を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、平成19年度まちづくり交付金事業第192の10の1号。町道中角藤縄線道路改良工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、変更した契約内容、請負金額の増額610万9,950円。変更前8,925万、変更後9,535万9,950円
- 4、契約の相手方、高知県幡多郡黒潮町伊與喜43番地5、株式会社土居建設、代表取締役土居三平。
- 5、変更理由、のり面掘削、残土搬出に係る仮設道整備工事、残土搬出経路、町道熊井線の分でございますが、それに係る路盤等補強整備工事、および切道のり面小段部、これはのり面の管理道でございますが、それに係る転落防止柵設置工事の施工のためでございます。

以上、よろしく願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第1号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これ、立ってやるんですかね。忘れちゃったけど。

この1万円のところを5,700円に下げる。下げる方がいいとしても、その中身なんですけど、中身はどうなってるんですか。これ、1万円というのは、それ相当の理由があって1万にしよったはずなんですけど、当初、

で、今回、それを下げるというのは、その金額だけ横にらみして下げるという理屈のようなんですけど、中身はどうなんですかこれ。前と同じことをさすために、5,700円。そういうことなんですかね、これ。仕事の量が減って5,700円になるのか。

その、この、ここのちょっと中身がよく分らないので、この説明をお願いします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

この1万円の設定は、先ほど提案説明のときにも申し上げましたように、一部事務組合のときに設定した料金でありまして、職務内容としてはその監視がまあ、監視委員会での報酬です。

その時間的にですね、1時間から2時間。まあそれと、普段のまあ全体の監視ですね、操業の監視。

そういったようなことで、特にその合併しまして、他の委員会とのまあバランスというか、もうどうしても取らなくてははいけませんので、まあ合併して2年も経過しましたし、まあ時期的にやっぱり、委員会の中でもいろいろこの金額については協議致しましたが、委員さんも特に異論はないということで了解をいただいておりますので、ご提案をさせていただきました。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

なお、私の方から少し補足をさせていただきます。

今、課長が説明したとおりですが、従来年に1回、定例的に行われているだけでした。それで今回、また増強の計画と申しますか調査等もありますので、これからまた逆にですね、密に連絡を取っていかないかん場面も想定できますけども、いろいろ契約の更新の交渉の中ですね、むしろ委員会のメンバーなり地区の役員さんから委員会の在り方について、いろいろもっとう今までのやり方じゃなくて、もっときちっとしたやり方に変えていこうじゃないかという提案もいただきまして、それで双方合意の上ですね、これからはまあほかの委員会と同じ金額になるけども、必要に応じて委員会を招集して議論していこうというようなことですね、こういうことになっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

ちょっと課長にお聞きしたいんですが、この入場料を取るというのは、何を想定してますでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

最近ではですね、まあほとんど入場を取ると、取ってですね、そこで試合等をして見せるということとはございませんけれども、いつまたですね、まあオープン戦やないですけども社会人の中ですね、社会人、それからまた職業団体の中で入場料を取らしていただいでですね、この球場を使用させていただきたいということができた場合にですね、対応できませんので、こういう入場料を徴収する場合ということで設定させていただきました。

現在のところ町からですね、こんなことをやってみたいとか、まあ今のところそういうことはありませんけれども、そういう場合に対応できるようにですね、改正させていただきました。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

はい、よく分かりましたが、その施設がですね今課長、360度入場口みたいなね、いうたら施設なわけですから、それをやる時にはですね、なかなか町がその入場料を取るからといって、その管理までやれいうたらなかなか大変やと思うんで、そのへんですね、まあオープン戦なんかをお金を取ってどこかやるというような

ときにはですね、そこに責任持ってやってもらわんと、うちがですね、えらい囲いやってちゅような話になるとですね、大変な出費になると思うんで。

そのへんのところをこう、今一度詰めてもろうて入場料は取るのは結構ですけど、そういう対策はどうするのかということもちょっと頭の中へ入れとかんと、大きな問題になるんじゃないかと思えますんで、そのへんのことでも考慮しちよついでください。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

はい、想定としましてはですね、基本的に町じゃなくして、その借りる人がですね責任持って徴収するというところでございますので、町がまあやる事業ではないというふうにとらえております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

総務費の一般管理費、まあ16ページなるんですがね。

この、その他の報償費、裁判弁護士とあるんですが。当初これ60万組んでおるんですが、さらにまた21万1,000円要するということが、どういうことなんですか。

それから、これ1件、一つだけ、一回の数全部かまんがですか。1回の質問。

議長（小永正裕君）

いいですよ。

7番（矢野昭三君）

それではですね、18ページの児童福祉施設費。これも当初、4億4,781万7,000円当初計上ししようがですね。さらに1億2,300万ですね。要るものは当然、そのことをどうこう言うがじゃないんですが、4億あってまだ1億足らんという部分が、その説明いただいた部分の中でちょっと私だけにはこう理解できないので。佐賀の分も入ってるということなんですけど、当初の4億の中には、

1点はその、この追加する分が、先の議会のときの産建の委員会の中でも話に出たんですが、町内の業者、町内の人を使っていたきたいという声がいっぱいあるんですよ。で、その中で、このやり方がですね、やり方。ちょっと細かいことになってくるんですが、働く場がないということでみんな困っちゃうのがです。それをボーンと出して、よその業者にというようなことは、住民が困っておるんですよ。

だから、入札参加資格の点数表の中には2次製品、あるいは木製品を使った場合には県内の分で加点するという制度があるんですね。だからそういうもんを做うてですね、やった結果、幾らか増えるという分はまあいいなあと、私なりには思うんですけど。

そこらあたりをもう少し、詳しくお聞かせ願いたいわけです。

それから、まあ以上。その2点だけで、取りあえず。

（議場より、何事か発言する者あり。）

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

私の方からは16ページですね、報償費、その他の報償費の裁判弁護士料につきまして、お答え致します。

この件につきましては、前回のですね協議会でも少し説明させていただきましたけれども、上川口ですね赤線ですけども、赤線道の境界の関係ですね、提訴されておまして、その新たに弁護士費用が発生したということで、計上させていただきました。

議長（小永正裕君）

大方健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それでは、保育所の工事の増額について、説明させていただきます。

保育所の工事につきましては当初ですね、基の設計というか、くじら保育所を基にして大体面積案文というか、それでかけて積算しておったんですが、その後、鋼材等がものすごく上がっているということで、特にH鋼なんかにおいては50パーセントぐらいも上がってるんですね、今年になってから。そういうことなんかもありまして、その工事が約、それによって7,000万くらい増額致しました。

で、佐賀と両方なってるって言っちゃったけど、大方分だけ、仮称中央保育所では4億900万の当初予算でございます。それに対して1億2,300万でございますけど。

それと、施設の面積でございますが、当初は1,500平米で計画しておりましたが、そのときには現在のこのありますくじら保育所と同じように、オープン廊下といって、雨が降ったら濡れる廊下であったんですけど、それがどうも子どもたちについても非常に危険であるということと、あと、非常に腐りとかが入ってですね、老朽化が激しい。だから、オープン廊下はやめてくれということで中廊下にした関係で、その分で約200平米くらい増えております。

それでお金の方は、その増額の分に対して5,000万くらい、両方合わせまして約1億2,000万、ということになっております。

以上でございます。

すいません。それとですね、入札の方がですけど、先ほど言われましたようになるべく町内業者でやれるように考慮したいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

15ページですが、いわゆる民生の目の2ですが、この中でね、保育所のいわゆる施設整備の事業で670万、先ほどのいわゆる関連にもなるんですが、削減をされちやうがですが。

いわゆるあの保育所を私は初めてこう見に行かれましたが、委員会で。あんな危険なね、地形の所へ向いて、わしゃあ初め賛成したけど、つったまげたがやけどね。段、絶壁がある、人工の絶壁がある、下には池がある。いわゆる四川省のあの地震見たら分かるがやけど、今度起こると言われる南海地震もですね、いわゆる同じぐらいの震度7以上やいうて言われておられますが。地震は山が割れて、つえるがよのう。そこへ向いて保育所を建てる。それで、この施設をこんな減額してええがですか。

それとね、保育所の前のあの人工の急斜面の所があるんですが。相当いわゆる高いフェンスをやらんと、いわゆる内へ向いて返しのフェンスやらんと、子どもはたいちゃのどこへ上がって行きますのでね。うん。これは、こんな所は行かんろう思う所まで行くがですよ、子どもというものは。そこを考えると非常に危険と思うんですが、このなんでこれを減額したかということと。

もう1点ですね、19ページのね、目の2ですが、塵芥処理のがで、佐賀のいわゆる塵芥処理場が、これのその水質の検査をするがじゃいうことを先ほど聞いたがやけど、2年間やらないかん。私の知る限りではね、いわゆる佐賀がいわゆる焼きようときも、その後ずっとこう、いつまでやったかは分かりませんが、最近までね、県から業者者に委託をされて、業者は二月に一ぺんぎっちり調べに来よったがですよ。その資料は県にあると思いますよ。あるに、なおかつ県がまたやれということとはね、これはね、行政の無駄や、県は。県はそんなことばかりする。これ無駄遣いよ。なんでそれを主張せんがじゃろね。僕はその人に聞いたことがある。この下まで下りて行って、もう1日中何回も検査をするがやと、水質検査を。それは県がやりがいかいうたら県やと。十数年かかってやちゅうに、なおまた2年やらないかん。これ、やれというたらやらないかんろうと思うけど、県と接触した、何ですか、県の言うとおりに出せ言うたら出す、そういうことですか。

この点まあ2点、お聞きします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

まず最初の、入の方の15ページですね民生費、中央保育所の施設整備事業一般財源化分の670万円減額につきましてはですね、これは財源組替えということで中央保育所の合併特例債の方にですね、合併特例債にすり替えたというものでございますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それと、フェンスの高さでございますけど、一応1メートル50を計画しております。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは私の方からですね、ただ今ご質問がありました旧佐賀町最終処分場跡の地下水等々の調査について、お答えをさせていただきます。

この件につきましては、6月9日の議員協議会におきましても皆さま方にご報告をしたところでございますけれども、当旧佐賀町の最終処分場は、平成15年度に休止をしております。その後町自体ですね、水質調査をやっているわけでございますけれども、これは项目的に随分少ない部分でございます。

今回はですね、届け出のない最終処分場につきましては、国の出しましたモニタリング調査に基づきまして、基本的にこういうことについてやりなさいということが出ております。その中で、水質調査につきましては24項目の調査をするものでございます。これについては一応2年間、廃止届を受理されるまでに2年間かかりますので、その間に異常があるか、ないかを判明するために、やるものでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

まあこれまでも財政問題、財政の運用問題等はずっと関心を持って見てきたわけですが、まあ今回のその中央保育園の建設ですが、私いつも申し上げているように、それぞれの事業を行う場合に、あくまでも必要最小限度にとどめた計画で、どうしても必要なものについてはともかくとして、必要でないものにもいわゆるいろんな、この構造に対する形とかいろんなものにこだわった、そういうところにまあ金をつぎ込んだ。

例えばくじら保育園等についても、かなりこう必要でない事業費を使ったまあ建設がやられているわけですが、そういう内容については、あくまでも健全な財政運用の問題、健全な財政運用を進めるためにやはりあくまでも、どうしてもというもの以外は、これはそういった支出を増大させるべきではないという観点からですね、そこらあたりはあまりその必要でないものを、余分なものを付随したような形の建設計画があってはならないと思うんですが、そこらあたりはどうなのか。

それから、19 ページの環境衛生費の中で、まあ水源を確保するための事業費だろうと思いますが、工事金だろうと思いますが、これに 3,500 万。これは未給水地域におけるところの工事費ですけれども、これに対して調査設計委託等が約 1,000 万くらいがまあ見込まれておるんですが、これは一体、この水源は、どこへ大体求めているのかと、確かにまあ水の確保が、水源の確保ができるのかどうか。

この点についてお伺いをしたい。

議長 (小永正裕君)

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (谷口明男君)

それでは、保育所の件についてお答え致します。

必要でないものは計上してないかということでございますけど、国基準によった必要面積をすべて算出致しまして、そして、本当に要るものだけしか計上しておりません。

それで、このことについてはですね、検討委員会の中でも何回も審査していただきまして、そして特に、今後のですね入所者のですね、数を調べまして、ほんで本来なら部屋数が 12 室ですかね要るんですけど、4 歳児、5 歳児室の所につきましてはですね、たぶん多くの人数を一人というかな、見れるということで、本来なら 4 つ部屋が要るんですけど、それを 3 つの部屋にして、多い方を 2 部屋使ってもらって、少ない人を 1 部屋するとかいっているいろいろ工夫して、最低限の設計をしているつもりでございます。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

それでは 19 ページのですね、環境衛生費の関係でお答えしたいと思います。

まず、13 節の委託料の関係ですが、972 万 5,000 円というふうになっておりますが、この中でですね、500 万が伴太郎地区の水源のところでございます。残りの 472 万 5,000 円はですね、佐賀地区の中ノ川の計画ということでございます。

その中で伴太郎地区の水源ですが、議員もご承知のとおり中山間の地域でですね、相当家が、人家が縦長にですね分散しておりますので、施工上水源確保の方が配管よりは安くなるということになりまして、水源をですね 7 か所構えることにしております。これについては専門家に来ていただいて、現地の状況を勘案してですね、ボーリングの箇所等を調査して、なおかつ地元の住民の皆さんとも協議致しまして、まあこの辺りだっ

たら出るであろうというような所をですね協議して、今のところ指定しております。予算が通りましたら、それに向けて実施設計を組むということでございます。

それから 15 節の工事請負費は、3,500 万。これについてはまあ水源が確保できましたら、その工事を実施していくという部分でございます。

以上です。

議長 (小永正裕君)

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

まあ、もし出なかった場合に委託料というのは結局、これはもういわゆるまあ捨て銭というかね、まあそういうことに。

これはかつて大井川の流域において、この水源地を探したことがあります。ところがその大井川からこの加持川の流域の水源を探したときに、一切その水源を掘り当てることができないというようなことで、結局まあ大井川におけるところの水源の確保というのはなかったように思うんです。

だから、伴太郎のこの奥地における所のいわゆる地下水のまあ有無というのは、これはちょっと探しにくいという点は、一応私の概念としてあります。

やっぱり、どうしてもこの水源を確保するためには、やっぱりこの下流の、やはりこの比較的に山と山とがせり合った所でなくて、まあ平地を含んだ個所でないと、その水源を探すということは、かなりこう不可能に近い状態ではないか、という感じが致します。

だからそこらあたりの点でやね、水源のこの確保が 7 箇所くらいを大体選んでその水源確保のために、これはもうかなり前から、このずっとやっておったんだろうと思うんですが、その以前からの点でもずっとそれ、調査をしてきたがじゃないんですかね。

その、そこらの点について、まあ再度お聞きをしたいと思う。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

まあ、水源の確保に対してボーリングをして、水を出なかつたらどうするかということですけども。基本的にですね、専門業者に委託をして水源調査をするわけですので、委託した段階以降事業を実施して、出なかったから契約を解除するとかいうようなことはできませんので、その点をご承知願いたいというふうに思っております。

それから、いつごろから調査をしたかということですけども。調査はですね、18 年に地元との話し合いをしております。

それで、実際ボーリングするのは予算が通ってからですので、先も説明をしましたけれども、現在は専門業者にですね現地を見ていただいて、大体の所を指定してもらっておることと、繰り返しになりますが、地元住民の方が水の状況は分かりますので、その現地の状況を見てですね、まあここなら大丈夫だろうという所を協議して、今 7 箇所を決めておるという状況でございます。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15 番 (下村勝幸君)

1 点、質問があります。

20 ページの商工費の中の商工会補助金としてですね、商品開発 225 万円出てるんですが、これは具体的にどういった商品開発をしたいとかですね、やろうとしているのか。そういった内容が分かれば、教えていただきたいのですが。

議長 (小永正裕君)

海洋農林課長。

海洋農林課長 (矢野健康君)

お答え致します。

商工会への補助金 225 万円でございますが、これは新商品の開発、また既存の商品の販路の構築、拡大ということで計上しておりますが、主にはですね、昨年から取り組んでおります天日塩を使った製品を、ドレッシングとか海産物を使った商品を作っておりますが、その販路構築のための事業です。

それと、カツオのたたきを大変多くやっておりますが、それから出る残さいうか、まあ端ですよ。端きれを利用した商品、これはペットフードに使用できないか、そういう研究をしたいということにしております。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

15 ページですがね、ここの地域再生資金の貸付です。これは法人化してない、まあ各地域のまあ協議会とか連絡とかいう、そのグループですか。まあこういう所へ貸し付けるということですが、国から直接事業が受けられる協議会。

それ大体、何団体協議会があって、限度額はどのくらいの金額なのか、ちょっと教えてもらえますか。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休憩 11 時 34 分

再開 11 時 34 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

団体につきましてはですね、現在のところ、まあ 8 団体程度を予定しております。これにはまだまだ申請していない部分もございますので確定ではございませんけれども、8 団体を予定しております、限度額につきましてはですね、補助決定内と、補助金決定額以内ということにしておりまして、なんぶということもございませんが、補助金決定以内ということにしております。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

ほんで我々もその、まあ国から直接その協議会へ向いて補助金降りてくるということだけでやって、まあ地域再生をするためのその協議会が、どういうその事業まあ再生するために、どの種目、まあ幅があると思うん

ですけども、そのどういう地域再生のために、何でもかんでもいうたらその補助対象になるというもんじゃないが、大体どのぐらいの種目が補助対象になるか、大体のことでしか分かんと思うんですが、課長、その点お答え願えますか。分かんじやお。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

現在まあ 8 団体想定しておりますけれども、その内容につきましてはですね幅広く、農林業の振興からですね、それからまあ公共交通、また、この総合振興計画に位置付けられております、活力ある産業と交流のまちづくりに対するですね支援とか、まあそういった内容でございますので、ここでなかなかこれというものが答弁できませんけれども。

いわゆるまあ、もうありきたりな答弁になりますけれども、そういったまあいわゆる地域の活性化につながるですね事業につきましては、国が補助金をくれるという形でございます。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

まあ説明はそこそこやけど、まあ非常に難しいと思うんですよ。そのそういう協議会がやりよう人だけの活性化なのか、その人だけが。

ほんでいろいろなね、いうたら交流となってくると、ものすごい範囲が広いわけよね。漁業組合の婦人部の交流会、いろいろな交流ということがある。

だから、非常にこの線引きが難しいと思うんですがね、課長。今のいうたら行政、自治体、まあ国、県、市町村もですが、非常にこの、今のこう流行語に惑わされてね、本当のこの自治体の職員のいうたら企画、立案、ほんで総合的に、その総合計画立てるにしてもやね、非常にどう言うたらええか、こう認識不足だけであって読んで字のごとし、書いたらきれいになるけれども、実現が不可能、ね。書いたら素晴らしいものになる、この振興計画にしても。それがまいたら 10 年間にどこまでどうやってというね、ことになって、非常に難しいんですよ。

だから、指導をする立場に立っておる職員が、そういう協議会から出てきた申請についてね、選別できるものか、すべてを受け入れて国に申請する手続きをするのか、その点だけ。

ひとつ 1 点、お答えください。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

この補助事業というのはですね、基本的に住民、個人に対する補助事業ではありませんので、広く住民の活性化につながるような協議会に対しましてですね、それぞれ事業種目があって、それに応じたですね計画を立てていけば、国からまあ補助が降りるというものでございまして。

なおかつ、この計画に当たりましてはですね、それぞれ地元といえますか協議会と協議しながらですね、できるものとまたできないものもありますし、本当にこう必要なものであるかどうか、効果が今後上がっていくかどうか、そういったことも慎重に審議しながらですね、事業種目として取り上げておりますので、基本的にはそれぞれの協議会にはですね、町も積極的に入って行ってですね、一緒になって共に計画を立てていっておりますので、決してその無駄な経費というのはですね、考えてないと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

前田君。

13 番（前田寿郎君）

農業振興費で 20 ページですが、19 節の補助交付金の原油高騰対応施設園芸省エネ対策事業補助金ですか、舌がもつれますけど。

これは県の補助金も同額ありまして、トンネルのような形になっておるがですが。この補助金の出先と、それから町長に聞きたいですが、これに対する行政支援を考えておるのか、ないのか。そのへんをお聞きします。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それではですね、19 節の原油高騰対策の施設園芸省エネ対策事業補助金 956 万 1,000 円について、補助金はどこから出ているのかということですが。

この事業はですね、先に結論から言いますと、県の補助事業です。ほんで、最近のですね、原油価格高騰に伴いまして、県がですね 3 分の 1 以内の補助を考えてですね、農協さんの方に要望調査を依頼しまして、その要望に基づきですね農協が実施主体となってですね、市町村を通じて補助するものでありまして、県からの受入額を農協へ支出するものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

町長。

町長（下村正直君）

この件にかんしまして、町の支援はということでございますが。まあ、はっきり申し上げまして、町の方ではハウス施設のですね、まあ例年 200 万とか 300 万というような範囲ですけども、改造等の補助もしております。これについては、それをやる限りその費用でですね、今度の 3 重張りなり、そういったことには対応しかねるわけですけども。

過日、施設園芸の農家の皆さんが要望においでられまして、この油のですね、リッター 1 円の補助とか、またこの 3 重張り、県の、あるいは国の補助のですね上乗せとか、そういったことについて要望がありました。

そういうわけでまあ今は慎重に検討中でございますが、まあ漁業の船の方もですね同じように、あるいはそれ以上に厳しい状況にありますので、そこらへんのバランス等もありますので、なお慎重に検討したいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（村越議員より挙手あり）

いや、3 回終わりましたので。（村越議員より、「1 つが 3 回かえ」との発言あり）

そうです。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

いわゆるこの 2 ページと 3 ページを見たら、まあ 4,000 千万。4,000 千万ずつ減額、まあいうたら一般財源で 8,000 千万を充当するという説明やったと思うんですが。

これ何ですかね、やっぱり水道会計よりもこの方が、町の財政面で利点があると。そういうことで、いわゆる水道会計は使いませんよと。そういうことで提案したんですが。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

はい、お答えします。

基本的にはご質問のとおりですが、西村議員の今ご質問ありましたが、歳入歳出それぞれ 4,000 万でございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それと、当初はですね、水道で一般会計から地元負担金を除いて全額水道会計の方に繰り出しするということが副町長が答えたんですが、繰り出し基準がですねちょっと合致しないというようなことがございまして、一般会計の方がいいだろうと。

それと、県の 3 分の 2 の中山間総合支援事業が補助金がつくというようなことでですね、振り替えをさせていただいたということでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 号、第 1 次黒潮町総合振興計画の策定についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

27 ページですが、いわゆるこの第 3 章にね、誇りのもてる教育、文化のまちづくり、教育、文化の振興という書かれちやうがですが、これ読んだら素晴らしいことを書かれちやうがですが。

いわゆる高知の教育の補助ということで取り組みよったけど、ほとんどその実は上がっちゃらんと、学力が。そういうことで何らかの方法をいうことで、今の知事もね、何とかせないかんということで取り組みようがじゃが。

このね、教育長にね、ちょっとお願いがあるのですがね、いわゆるこの中のね、自主学習能力の育成。これは非常に大事なことです、特色ある学校づくりの推進、これをね実行してもらいたい。

大方はね、昔からその教育者がおってね、非常にその人材をつくってきた。しかし、昔の教育が今の時代に通用せんと思うがよ。ただ読み書き、算用はね、大事な。この基本は基本ですが、いわゆる応用力、総合力で、やはりね今はねそれを問われよりますので、どういうね、特色のある学校にするのか。

また、地域ぐるみの教育の推進いうてここで、3番目に書かれちようがですかね。あのね、地域ぐるみいうたらね、あの佐賀がやりよったような、いわゆる教育を考え支える会のようなね、子どもに親の仕事場とか姿を見せるとか、またはそのお父さん、お母さんの役割、家庭を支える役割。その中で子どもに対して、どれほど子どもの、いわゆる教育の向上、人材の育成の願望が強いかといい、そういう環境づくりをつくりよったわけよ、民間も、いわゆる皆さんが参加して。それがほとんど見えん。

いくらね、このええことを書いてもね、県の教育の考えるいうことで推進いうことでやりよったと同じことになると思う。これほど地域が落ち込んできたら、やはりね、文化とは何ぞや、文化とは、音楽とは何ぞや。音楽らあ要らん言う人もおる、そうやない。音楽はね、英語で言うたらベンチャーとも言うわけよ。今はね発想の時代やけんね、そういうね人をねつくるには、子どもの時の教育、非常に大事なんです。子どものときから、幼稚なから知らん思うたら、大間違い。子どもはものすごい危機感とか、冒険心とか、いわゆる想像力、そういうね、ことがもう発達しちようがよ。そういうことを伸ばすために、教育にかかわる人のいわゆる仕事は、非常に重要と思う。特に重要と思うんですよ。

地域格差が出てきたら、もうこれからはね、人材の育成しかないと思う。そういうことを考えたら今後、これをうとうちょうとおりにね何を重点に、この4つの中で、全部やと思うけど、何を重点的にやりたいか。

それをひとつ教育長、お聞かせ願いたい。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは、今の質問に答えをしたいというふうに思います。

まずこの3章で、誇りのもてる教育、それから文化のまちづくりということで、非常に大きな課題といえますか、目標をここに立てております。誇りのもてる教育ということを一口に言いますと、やっぱり私は、学校教育においては知、徳、体の調和の取れた教育であろうというふうに思っておりますし、それから社会教育においては、住民ニーズに対応できる教育ではないかな、というふうにも思っております。

それから、文化のまちづくりということでございますが、この文化ということにつきましては、非常にこれまた広いものでございまして、例えば産業にいちゅうした文化もあれば、当然まあ教育に関係した文化もあるというふうに思います。

この町内には、今西村議員言われましたように、非常に文化活動といえますかそういうふうなものが活発に行われておまして、町民有志等においてもこの文化といえますか、機関誌等もですね、文芸にかんする機関誌等も発行をしておまして、その取り組みというのは非常に長年も続いております。そういうことで、そのような火を消さないように、続けていかなければならないというふうにも考えております。

それで、この施策の体系の中で、自主学習能力の育成、それから特色ある学校づくりの推進というふうなこと、それぞれにまあ掲げておりますけれども、今言われましたように、子どもたちが学力があまり上がらなかつたということにおいてはですね、やっぱり家庭学習の充実ができていなかったのではないかなというふうに、私は思っております。で、そういうことから致しますと、どうしても家庭学習をできるような状況にしてい

たいというふうにも思っております、具体的には学校全体で家庭学習の質、あるいは量ですね、そのようなものの向上に取り組みをしていきたいと。

それからまた中学校ではですね、家庭学習の手引きなども作っていききたいと。そのような形で、指導をしていきたいというふうにも思っております。

それから、特色ある学校づくりの推進でございますけれども、現在も体験学習等でですね、子どもたちにまあ生きる力といえますか、そういうふうなものを指導をしております、今地域で行っております、その特色のあるこの取り組みといえますのは、まず大方中学校においては学力向上の指定授業というふうなものを受けて、指導をしております。それからまた佐賀中学校においてはですね、やっぱりコース別の指導を行っている。少数人数で分割授業をしているというふうなことがですね、中学校においては特色のある主導の仕方ではないかなというふうに思っております。

それから、地域ぐるみの教育の推進ということで、これは以前にも西村議員から一般質問でされたこともあるわけでございますが。確かに、地域で今取り組みをしなくてはですね、学校だけで子どもたちの学力、あるいは健全育成というふうなものは、なかなか取り組みができません。これは学校、地域、保護者とともにですね、やっていかなければならないというふうに考えております。この地域で支える団体といえますのはそれぞれあるわけでございますが、まあ佐賀地区には町民会議といまして、非常に昔から長年続いております、親子でいろいろなものを作るとかいうふうな取り組みもしてくれておまして、そういうふうなものについては今後も支援をしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

この黒潮町総合振興計画、いろいろざっと見てまわったんですが、やっぱりこれは少なくとも3日、4日くらい日程を取って、議会全体でじっくり審査をする必要があるんじゃないか。ただこれ説明を受けただけでは、我々納得のできる内容は一かけらもない。

まあ率直に言って、ご意見になりますけれども、これ、いわゆるイソップ物語。（議長より、「竹下議員、質疑を行ってください」との発言あり）

質問をする前にね、私の見解を申し述べておる。イソップ物語。これは砂浜美術館の発想を中心にして、いわゆるこの計画構想が練られたという内容ですけれども、まあそういう中で、実際に今の起こっている現状、原油高による漁業の、いわゆるもう、これもうお手上げ状態。農業もそう、林業もそう。すべてこの町内のそれぞれの経営者がもう、本当にもう行き詰まり状況に追い詰められている中で、まあ人が元気、自然が元気、地域が元気というようなことで言葉だけを、さ、し、す、せ、そというような言葉だけを並べてね、本当に地域再生ができるという確信持っておるんですか。

その点だけ、お聞きをしたいと思います。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

非常に厳しいご質問でしたけれども。まあこの計画策定に当たりましてはですね、本当にこう地域住民の意見も聞きながら、またワークショップ等も聞きながらですね、広く住民の意見をお聞きしてですね、作成してきたと考えておりますが。

この計画というのはですね、今竹下議員が言われたように細かな部分までですね、記述できる計画ではありませんので、このいわゆる基本的な部分に基づきましてですね、それぞれの部署で対応していくと。活性化に向けて対応していくというものでございますので、決してその今言われたようなことに対してですね、町がしないとかがい問題やなくて、これを基にそういったこともですね、当然考えていかないかというものでございますので、そのへんのみこの計画自体のですね、認識もまあしていただきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ、まず今のこの町内の農業をどうするのか。農業の生産者が今、もう米作ってももうだめやと。もう、やつのことはない。あるいは、浜でラッキョウ栽培をされている方々が、まあ値段が下がってこう、なかなかラッキョウ栽培もかなりこう、見通しが非常に暗い。林業もそう。この基幹産業すべて、水産のこの漁業も、ほとんどもうお先真っ暗というこの基幹産業の中で、それなら漁業に対しては何をせないかとか、農業に対してはどうせないかとか、いう内容ということを基幹産業を大事にする、第一に掲げていかないか問題や。

ところが、砂浜美術館がもういつも先に出てくる。美術館がない、それで、その美術館がないから、砂浜が美術館。今、大規模公園の中にまあ体育館もあり、いろんな施設が造ってる。その施設は、活用をようせん。ただ、砂浜だけにこうしがみついた内容でね。そういう内容の中でこの振興計画を立てても、中に書かれている内容が一つも私、おお、これは立派な計画書が出来るじゃろうという期待感が持てないんですよ、これ。

だから、もうちょっとやっぱし、その農業に対してはどう育てていくかということの、前向きにこれを取り組んでいくんだという内容がここにやっぱしきちっと、骨組みとして据えてほしいんです。基幹産業を推進する方向というのが、基幹産業を守るという方向が、あるいは住民の福祉を守るという方向が、この振興計画の中に一つの骨組みとして据えてほしいんですよ。

そんな砂浜美術館はこれはね、どうでもいいんです。ボランティア活動で何でもやろうと、そんなことは好きな人がやったらいいんだ。町の行政がやるべきことをやっぱし、きちっと骨組みとして据えるべきじゃないかということをおしは申し上げたい。

どうですか、そこらあたり。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まったく、竹下議員が言われるとおりであろうかと思えます。

私はこの振興計画を立てるに当たってですね、まずコンサルに委託するというようなことはやめようと。もうある程度、その人口減少等々、認めるべきところは現実を認めて、それに基づいた実効性のある計画ということで、手作りをつくろうじゃないかということをお提案しました。

それで、先ほど課長からもあったようにワークショップ等を通じて、多くの皆さんの意見を聞きながらですねここまで、基本構想という段階まで来ました。そしてその話の中で、私は今竹下議員が言われたようにですね、とにかく農業にしても漁業にしても支援をする上で、非常にもどかしさを感じます、いつも。

それで私は、この今12ページ辺りにもありますけれども、農業で見るとですね、まあいわば後継者の育成だとか、土づくりだとか、特産品の開発とか、あらゆる分野があります。しかしどれもですね、そんなものは要らんと、これは要りませんというわけにはいきません。ですから、この基本構想の中ではこういうふうに並べて

はおりますけれども、つぎの実施計画なり、また特に大事な評価ということをおし組み入れてますので、その評価をする中で、思い切って集中と選択といいますか、絞り込んで強烈的な支援をしていくとか、推し進めるとか、そういうめりはりをつけるためにですね、あえてそういうやり方をしておるといふふうにご理解をいただきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

このアンケート調査によりますと、働く場の創出が一番希望が多い。で、まあだんだんに声を聞いても、そういう働く場がほしいという声が多いわけです。

で、この計画を背景にしたときにですね、働く場の創出となってきたら、一次産業はまあ当然、それが必要なことです。あと企業を、今ある企業を拡充する、あるいは新しく起こす、引き起こす、企業を誘致する、そういうことかなあというように私は受け止めておるんです、このアンケートは。

で、そうするとですね、ここを見よりましたもね、そういう部分がなかなか弱いがですね、これ。文言としても。ほかの部分ですね、例えばテレワークによる何とかかんとか、企業誘致とかいう部分はようありますけど、それは否定はしませんが、過去3年間大方町の時代でやってきて、その成果がどうであったのか、僕には分かりません。分からんが、その成果によって働く、生活が維持できるような仕事などのくらい見つかったのか。そこがちょっと分からないところです。

ほんで、それはまあ過去の問題ですけども、今私たちが、住民が願うのは、働いて、そこで一家が生活ができる、そういうものを求める声になってくるわけです、大部分は。それですね、これ16ページらあこう見よってもですね、商工業の振興。ここら辺りはですね、私もうちょっと強くですね、企業家の育成いう所があるんですが、まあこれはこれで結構なんですけど、ほかの書き込みから言うと、これは記述をここへやったというような感じに受け止められるわけですので、17ページにもあることはあります。けど、ここらあたりをですねもうちょっと、私は強くですよ、書き込んでいけないもんかなあ。住民の声の一番は、働く場の創出なんですよ。で、そこをですね、ほかの所は何か、いろんなこの固有名詞がずっとうと入っちょります。ほんで私は、この計画に乗った団体、組織はええがですよ。乗ってない団体、組織もいっぱいあるがです。で、そのへんはまあ疑問があるので、そのどういうわけでそういう特定の団体の名前を挙げた、ほかのものは入ってない。そういう部分の使い分けが、妙に分らない。

あと、現実には私は企業育成、企業誘致。そこらあたりをですね、もう少しこれにはめれないものか。

そういうことをお訪ねします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

今のご質問ですが、言われるようにですね、一番その現実的といいますか即効的にですね、雇用が創出される、発生するというのは、企業誘致だと思います。

思いますが、過去何年かですね、縫製工場等が旧両町でもあったわけですけども、大陸の方へシフトしたりで撤退していく中でですね、なかなか我々としても企業誘致ということが現実のものとして受け止めにいくかという状況が続いておりました。おりましたので、まあ正直なところそういった思いの中で、なかなか企業

誘致を今言うてもなかなか無理や、というような思いの中ですね、こういうふうな状況になっておろうかと思えますけども。

ただ過日、議員や皆さんのお力添えですね、まあそういう方向も出てきておるということで、非常にその点で我々今までそういう目の向け方が足らなかったなということと同時にですね、現実にはいろいろな企業もあるんだなということで、これからはそういう方向にもできるんだという思いですね、目を向けないかんといいふうに思っております。

が、まあ今回これについては、先ほども申し上げましたように基本構想ということですので、今度実施計画なりですね、そういった計画の段階ですね、そういったものを絞り込んでいきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号のうち、歳入全部、歳出のうち、2款総務費、9款消防費、第2表地方債補正、議案第9号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第6号の歳出のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。議案第8号、議案第10号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第3号、議案第6号の歳出のうち、3款民生費、4款衛生費、10款教育費。議案第7号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 12時 08分